

Union Budget 2019-20

Gearing up for a brighter future

social.kpmg/UnionBudget2019



Backdrop



概況

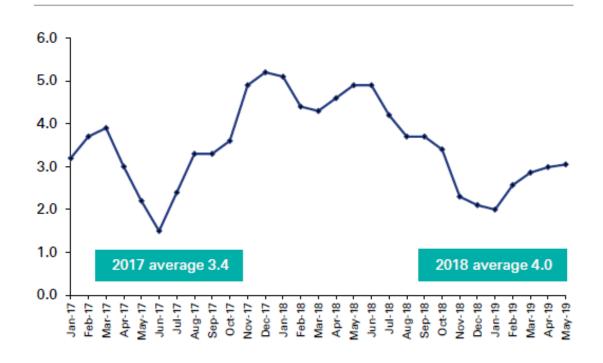






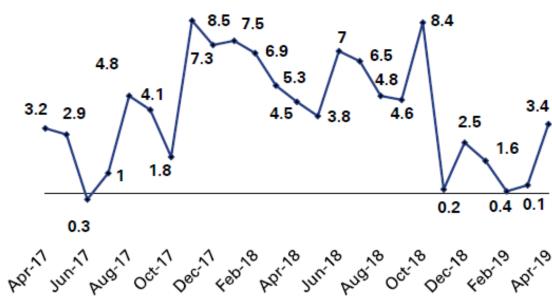
概況

CPI growth (YoY, %)



Source: Monthly Economic Report-January 2019, DEA, accessed on 26 June 2019; Key Economic Indicators, MOSPI, Updated as on 14 June 2019

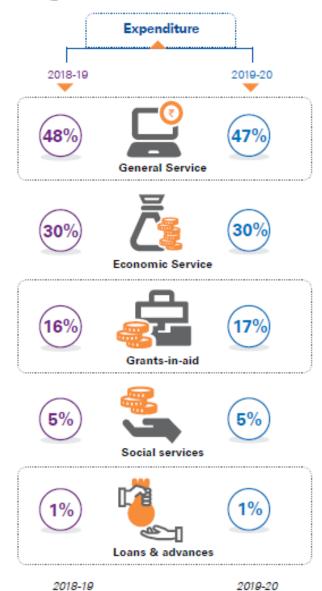
IIP growth (2011-12 base) (YoY, %)



Source: Key Economic Indicators, MOSPI, Updated as on 14 June 2019

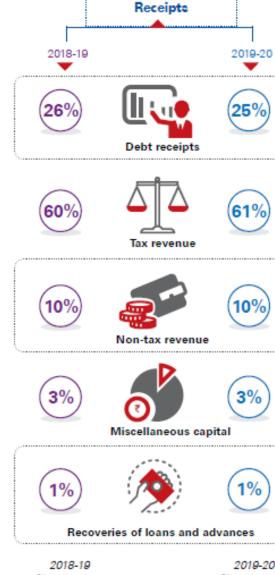


Budget financials

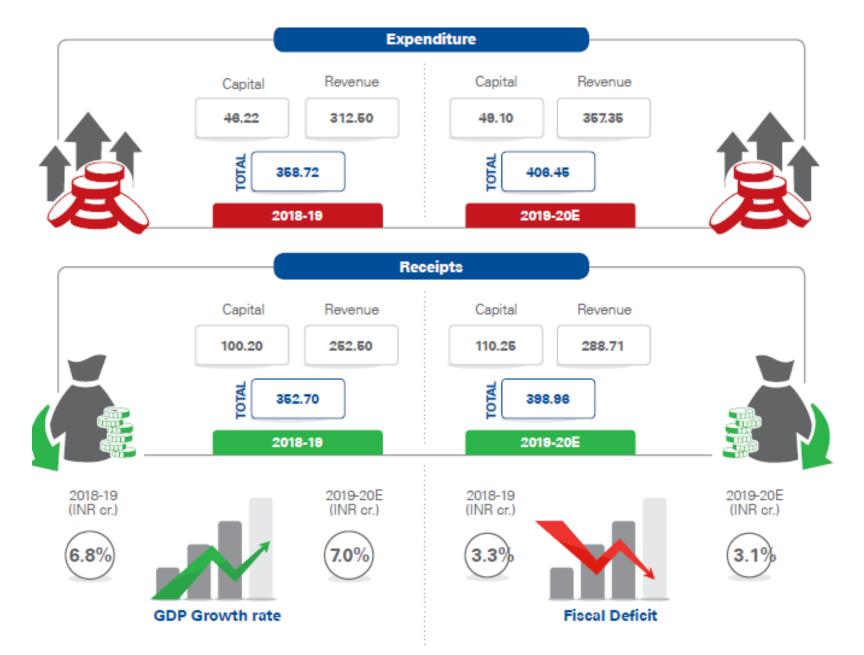


100% = USD358.72

billion





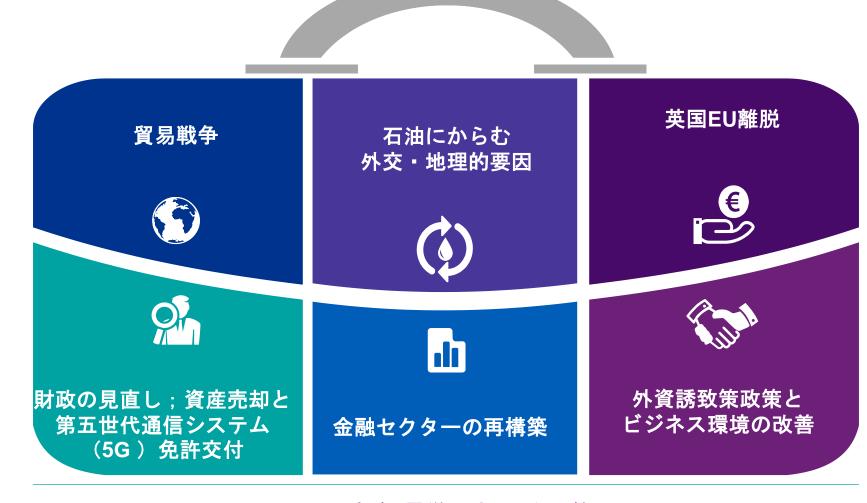




Note: The total receipts have been calculated as the summation of capital receipts and revenue receipts Source: Union Budget 2019-2020, Ministry of Finance, 5 July 2019

Note: Conversion rate USD/INR – 68.5 as on 5 July 2019, Source: Oanda

概況



2019年総選挙における公約 財政支出の拡大、投資と消費の促進



インド版経済白書のポイント

5兆ドル経済実現のため、 継続的に実質GDP成長率8% の達成が必要と主張 民間の活力を利用し、 貯蓄・投資・輸出の好循環 を目指すことを推奨

データを最大限に利用し、実態に合った政策立案を推奨

社会規範を向上させる 政策を推奨



雇用拡大のため、 中小零細企業向けの 各種優遇措置設定を提唱 政策金利の引下げを推奨

裁判制度の見直しによる、 ビジネス環境ランキング の向上を提唱



主要な発表事項・政策(1/3)

- MRO¹(航空機整備)事業と、関連する金融・リース活動の推進
- EV (電気自動車) 化の推進
 - EV車購入者は一定の条件を満たした場合、金融機関からのローンの利子を最大INR15万ルピーまで控除可能
- 小規模小売業者と小売店主の年金制度の構築
- 上場企業のMPS²(最小流通株式比率)を25%から35%への引上げをSEBIに提唱
- 労働法の合理化:多岐にわたる煩雑な労働関連法規を、4つの法律に整備
- 国営銀行へのINR 7,000億の資本注入 目標INR 1兆500億の資産売却
- 税務手続きの合理化と電子支払の促進
- 農村部経済の活性化;低価格住宅の供給拡大、道路の補正、廃棄物処理場の整備
- 1. MRO: Maintenance Repair and Overhaul
- 2. MPS: Minimum Public Shareholding



主要な発表事項・政策(2/3)

- 大規模インフラ投資のための資金調達計画の提案
- MSME³(中小零細企業)による借入の助成
- FDI4 (外国直接投資) の更なる規制緩和
 - 単一ブランド小売りセクターにおいて、既存の条件(調達の30%以上をインド国内調達)が規制緩和される予定
 - 保険仲介業(ブローカー、代理店)へのFDI上限が、現行の49%から100%に緩和
 - 保険業へのFDI上限が、現行の49%から拡大方向で検討
 - っ 航空セクター、メディア(AVGC⁵)セクターにおける規制緩和の検討
- 鉄道事業、及びそれに付随する事業(車両製造、旅客列車の運搬等)のPPP⁶(官民パートナーシップ) モデルの再構築
- MSME: Micro Small Medium Enterprises
- 4. FDI: Foreign Direct Investment
- 5. AVGC: Animation, Visual effects, Gaming and Comics
- 6. PPP: Public Private Partnership



主要な発表事項・政策(3/3)

- オフショアリングの活性化のための、金融セクター向け経済特区(IFSC7)の税制優遇
 - IFSCで活動する企業は連続する10期の所得が非課税(設立後15期以内)
 - IFSCで活動する企業(Mutual funds含)の配当分配税(DDT⁸)は非課税
 - 非居住者の行うIFSCで活動する企業への貸付に対する利息収入は源泉不要(非課税)
 - 外資系保険会社の純保有資金要件を500億ルピーから100億ルピーに引き下げ
 - 航空会社の活性化のために、航空機リース会社も、IFSC要件を満たす方向で調整
- 7. IFSC: International Financial Services Centre
- 8. DDT: Dividend Distribution Tax



税務関係の概要







Key Direct Tax Proposals



法人税上の主な提案事項

- 新たな税目の提案はなし
- 25%の軽減法人税率の対象範囲を売上規模40億ルピー以内の企業に拡大
- サーチャージ及びセスは不変
- SEZのインセンティブの期限延長はなし
- 配当分配税、最低代替税及びLLP課税は不変
- Buy-back taxの適用範囲を上場会社に拡大



合理化/コンプライアンス

- 電子アセスメント手続の順次導入
- 金融取引に関する報告の対象範囲拡大
- テクノロジーの活用 納税者に対する一部情報自動入力済の申告フォームの提供
- 源泉徴収漏れの場合における損金算入及び延滞税免除条項の適用拡大(非居住者も対象)
- 売上高INR5億超の企業に対する「顧客への電子手段による支払方法」提示の義務化
- 第二次調整に関連して発生する「みなし利息」について、一定金額の納付による当該利息 への継続的な課税回避措置の提供



その他の主要な法人税上の改正案

- 会社分割:税制適格分割に関し、IND AS適用会社に対する例外措置の明確化
- 51%超の株主構成及び役員構成の変更が発生した場合の繰越欠損金の引継ぎ不可規 定に関する例外対象の拡大
- 最低代替税(MAT)計算上の控除規定(未利用減価償却残高と繰越欠損金残高の合計)の適用対象の拡大
- 未公開株式の低廉譲渡に対する時価のみなし売却価格適用に関する例外措置の導入



スタートアップ関連

- 「エンジェル課税」に関する問題の解決を意図した厳格調査の廃止
- 繰越欠損金とその活用に関する要件の緩和
- エンジェル投資目的の居住用不動産の売却に関するキャピタルゲイン課税の繰延
 - 2021年3月31日迄に期限延長
 - 最低株式保有比率の25%への引き下げ
 - コンピュータやソフトウェア資産の譲渡制限期間の引き下げ



源泉徴収関連

- 個人によるINR5百万を超える特定支払に対する5%の源泉徴収義務の新設
- 源泉徴収の対象となる不動産取得取引の「対価の範囲」の明確化
- 年間INR10百万を超える銀行口座からの現金引出しに対する2%の源泉徴収義務の新設
- 2018年9月17日から2019年3月31日の間に発行されたルピー建社債に関する非居住者への利息に関する源泉徴収免除の法令化
- 生命保険金の支払いの際の源泉徴収額計算の変更(利息収入部分に対して5%)



個人所得稅

- 申告時にPANとAADHAARはお互いに代替可能
- E-Assessment(Faceless Assessment)の導入およびPre- Filled ITR(法人税同様の仕組み)
- 基礎控除限度、所得税算出ベースの区分、税率に変更なし
- サーチャージは、以前はINR10百万超は一律15%。今回、高所得者向けに新たにINR20百万 超からINR50百万以下(25%)、INR50百万超(37%)の区分を設定



個人所得税

所得区分 (INR百万)	サーチャージ	現行 実効税率	改正後 実効税率	現行 会社負担 実効税率	改正後 会社負担 実効税率	増加率
~ 5	Nil	31.200%	31.200%	45.35%	45.35%	Nil
5 ~ 10	10% (No change)	34.320%	34.320%	52.25%	52.25%	Nil
10~20	15% (No change)	35.880%	35.880%	55.96%	55.96%	Nil
20~50	25% (increase from 15%)	35.880%	39.000%	55.96%	63.93%	7.97%
50~	37% (increase from 15%)	35.880%	42.744%	55.96%	74.65%	18.69%





Key Indirect tax proposals



間接税 Goods and Services Taxに関する提案事項

- EVに対するGST税率を12%から5%に軽減
- 「Legacy Dispute Resolution」の設置
- アンチ・プロフィタリング規制
 - GST導入により利得を得ている場合、当該利得額に対する10%のペナルティを規定
- 全インドを管轄する事前確認機関の設置
- GSTコンプライアンス手続の簡素化
 - 簡素化された月次申告フォームの導入
 - ポータルサイト上でのGST還付手続を可能とするシステムの構築
 - 電子請求書システムが2020年1月より開始⇒E-Way Billは不要
- 遅延利息の算定方法の明確化(純額基準)



間接税 関税(1/2)

- 基本関税率の変更
 - グローバルに進む保護貿易主義に倣う基本関税率の変更
 - 「Make in India」政策の更なる推進に向けた基本関税率の設定

物品	変更前税率	変更後税率	
自動車部品	7.5%/10%	10%/15%	
CCTVカメラ、IPカメラ	15%	20%	
エアコンディショナー	10%	20%	
住宅用建材	10%	15%	
原子力発電関連設備	2.5%/7.5%	Nil	
電気自動車用部品	Applicable rate	Nil	
携帯電話用部品の製造設備	Applicable rate	Nil	
特定防衛関連装備、設備	Applicable rate	Nil	



間接税 関税 (2/2)

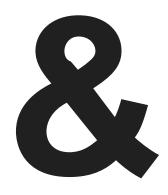
- 公正な輸出入取引、コンプライアンス遵守を促すための関税法の改正
 - インド国外者に対する関税当局の捜査、逮捕権限の拡大
 - 関税当局による暫定的な銀行口座の差押え権限の付与
- 外国貿易施策により付与された関税インセンティブに対する規制
 - 不正に取得した当該インセンティブについては、使用額を限度とする罰金を規定
 - 不正使用額がINR5百万を超える場合、逮捕される可能性

■ ガソリン・ディーゼルにおいて、特別付加関税、特別目的税が各INR1/リットル引き上げ (計INR2/リットル)



Questions and Answers











Thank you

(お問い合わせ先)

小宮 祐二

<u>南インド(バン</u>ガロール、チェンナイ、ハイデラバード)担当

携帯: +91 99450 93800

メール: yujikomiya1@kpmg.com

Legacy Dispute Resolution Scheme (1/2)



- GST導入以前の間接税に関する税務論争を早期に解消するために、'Legacy Dispute Resolution'スキームを 導入
- 旧物品税、旧サービス税及び付帯目的税に関する税務論争が対象
- 以下に該当する場合には、当該スキームの利用は不可:
 - 税務更正理由通知書、税務裁判が2019年6月30日時点で終結、結審済の場合
 - 過去に有罪判決を受けたことがある場合
 - 還付額に関する税務更正通知書を受領している場合
 - 税務調査等で論争となっている金額が2019年6月30日時点で確定していない場合、または、自主的に税 務申告修正を行っている場合
 - 税務申告書に記載の納税額につき納付を行っていない場合
 - ガソリン、タバコに関連する論点である場合



Legacy Dispute Resolution Scheme (2/2)

添付

• 2019年6月30日時点で税務論争中の案件に対する和解軽減額

	INR5百万未満	INR5百万以上		
更正通知書、係争金額	税額の70%	税額の50%		
遅延金、ペナルティ(本税支払済)	遅延金、ペナルティの全額免除			
納付猶予中の金額	税額の60%	税額の40%		
確認中、調査中の税額	税額の70%	税額の50%		
自主修正申告、納付額	軽減無し			

- 仮納付済の税額は軽減後税額から控除することが可能
- 仮納付済の税額が軽減後税額を上回る場合、超過納付額の還付は認められない
- 和解軽減確定後、30日以内に軽減後税額を納付することが必要
- 和解確定後は、該当案件につき、追加で納税、ペナルティが命じられることは無く、今後、税務調査が行われることは無い

